

公布された条例のあらまし

佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 地方自治法の改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改めることとした。
- 2 政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとした。（第2条及び別表関係）
- 3 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めることとした。（第12条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。